

事業主の皆様へ

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

令和4年4月より、パワハラ防止措置が全ての企業で義務化されました。
職場におけるパワハラ、セクハラ、マタハラなど各種ハラスメント防止対策の実施や相談窓口の設置など、社内での体制作りを行い、明るい職場環境づくりに取り組みましょう。

- 各種情報が掲載されたポータルサイト「あかるい職場応援団」をご活用ください。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



【お問合せ先】 岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL086-225-2017